



通所受給者証の新規申請について

障害児通所支援【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】の利用には、「通所受給者証」が必要となります。下記の方法で手続きを進めてください。また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の一部が平成 28 年 1 月より施行され、「通所受給者証」の申請に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

1. 申請書等を記入し、発達支援課へ提出してください。

申請に必要な書類 ※消えるボールペン、修正テープの使用はできません。二重線で訂正してください。

障害児通所給付費支給申請書兼利用負担額減額・免除申請書

電話番号は平日日中につながりやすい番号でご記入ください。

表面、裏面の同意署名は直筆で、裏面レ点チェックも忘れずに、ご記入をお願いします。

19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

利用計画作成の選択に伴う書類

生活記録票

就学児サポート調査（※未就学児は提出不要）

障害者手帳、療育手帳、診断書、医師や臨床心理士等の意見書、特別支援級の在籍証明など

新規申請では、上記のような通所支援が必要である根拠書類が必要となります。

高等学校（高等部）在学中の方は、在籍が証明できるもの（学生証、通学定期券などのコピー）

申請者（父か母）のマイナンバー関係書類（マイナンバーカードまたは通知カード）原本またはコピー

受給者証は、申請者に関係なく、世帯主宛に作成されます。

申請者および提出者の本人確認書類 原本またはコピー

マイナンバーカードがない方のみ、写真付き身分証明書の場合は 1 点、写真なしの場合は 2 点お持ちください。

2. ①か②の利用計画案の作成方法を選択してください。

①相談支援事業所に作成を依頼する

②ご家族等で利用計画を作成する

- 1) 利用計画（案）を作成してもらう事業所を決めて連絡を取り、承諾を得てください。
※市川市公式 WEB サイト内に、相談支援事業所一覧があります。
- 2) 発達支援課にて、「障害児相談支援給付費支給申請書」「障害児相談支援依頼（変更）届出書」の申請手続きをしてください。
※受理後、「障害児支援利用計画案提出依頼書」を郵送します。
事業所の相談支援専門員に提示してください。
- 3) 事業所が障害児支援利用計画を作成します。同意のサインをして、完成後、発達支援課へご提出ください。

- 1) 「セルフプランを作成される方へ」をご確認いただき、
 支援利用計画（セルフプラン）
 週間ケア計画 をご記入ください。
- 2) 発達支援課へ上記の書類と共に
ご提出ください。

【お問い合わせ先】

発達支援課

tel:047-370-3561

※ の色がついているものがご提出いただく書類です。 チェックを活用し、ご確認ください。